

障がい者就労・生活支援センターについて（令和 7 年度第 1 回）

1 障がい者就労・生活支援センター事業の目的

一般就労を目指す障がい者への就労支援や就職後の定着支援、一般企業への雇用勧奨・求人開拓を通じ、企業等における障がい者の就労の機会を増やし、はたらく障がい者が安心して長く働くことができる環境を作る。

2 実施主体

くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」 平成 25 年度（2013 年度）～

※職場開拓員、職場定着支援員、就労支援ワーカー、それぞれ 1 名ずつ配置。

※同センターは、本市が開設した「熊本市障がい者就労・生活支援センター」と、国・県が委託している「熊本障害者就業・生活支援センター」とが一体となり業務を実施している。

3 事業内容

（1）相談・支援の実施

就労を希望する障がい者からの相談に応じ、その就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。

①就労を希望する障がい者や就職した障がい者への相談・就労支援

②就労継続支援事業の利用者や特別支援学校の卒業生等に対する就職段階での就労支援

（R6 年度）相談・支援件数 6,728 件

職業準備訓練又は職場実習のあっせん件数 97 件

就職件数 154 件（うち一般企業への就職件数 126 件）

（2）企業訪問による雇用勧奨等

企業を訪問し、障がい者雇用を働きかけるとともに、法律・制度の説明、職場環境整備、求人開拓、ハローワーク等の関係・支援機関との調整等を行う。

①一般企業に対する障がい者雇用への理解促進や求人開拓

②ハローワーク等の関係・支援機関との連携強化

（R6 年度）雇用勧奨実施件数 222 件（うち、訪問による雇用勧奨数 116 件）

（3）職場訪問による定着支援

実習先や職場を訪問し、障がい者が働きやすい環境を整備するために必要な指導及び助言その他の援助を行う。

①一般企業に就職した障がい者への定着及び生活支援

②離職した場合の福祉サービスへのつなぎ等も含めた生活・就労支援

（R6 年度）職場訪問による定着支援件数 494 件